

令和2年小樽市議会第3回臨時会

市長提案説明

令和2年第3回臨時会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

この度の臨時会は、本年の人事院勧告を受けた国家公務員の取扱いに準じ、職員12月の期末手当の支給率を引き下げるために、今月中に給与条例の一部改正の議決をいただく必要がありますことから、この条例案などを御審議いただくため、招集させていただいたものであります。

この条例案のほか、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業で、早急な事業開始が必要なものに係る経費について補正予算案として提案させていただきました。今後とも、国や北海道の動きを注視しつつ、感染拡大の防止と市内経済の活性化の両立を可能な限り図りながら、市民生活と地域経済を守るべく、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

初めに、議案第1号、令和2年度一般会計補正予算につきましては、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した市独自事業としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、新生児がいる子育て世帯の家計への支援として、国の特別定額給付金給付事業で対象外となった令和2年4月28日以降に生まれた子ども一人につき5万円を支給する「新生児臨時給付金支給事業費」を計上したほか、コロナ禍における新たな働き方に対応した企業誘致のアプローチとして、首都圏の法人企業を対象に「仕事と休暇」を体験するモニターツアーの実施に係る「おたるワーケーション推進事業費」を計上いたしました。

これら2事業につきましては、年度内に事業が完了しない見込みであることから、所要の経費を繰越明許費として計上いたしました。

また、第2回臨時会で予算措置しました「離職者支援給付金支給事業費」につきましては、市内の雇用情勢が依然として厳しい状況となっていることから、12月31日までの間に勤務先を離職された方も対象とするため、所要の補正を計上するとともに、第3回定例会で予算措置しました「児童福祉施設等職員慰労金支給事業費」につきましては、支給対象者の増加に伴い、事業費を増額いたしました。

そのほか、季節性インフルエンザの流行期に備えた体制整備として、24時間対応の電話相談センターを設置する「受診・相談センター設置事業費」や、発熱患者等の増加に備えて、土日及び祝日の検査体制を強化する「地域外来・検査センター事業費」を計上いたしました。

これらに対する財源といたしまして、国・道支出金、繰入金を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに5,554万5,000円の増となり、財政規模は737億4,704万5,000円となりました。

続きまして、議案第2号から議案第5号までについて説明申し上げます。

議案第2号 特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当の支給割合について、職員の期末手当の支給割合の引下げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするものであります。

議案第3号 職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 動産の取得につきましては、N95マスクを取得するものであります。

議案第5号 動産の取得につきましては、新型コロナウイルス感染症等患者移送車両を取得するものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。